

夢の舞台で活躍する山都町

テレビなどでよく目にする、バレーボールのVプレミアリーグ。日本のバレー界において最高クラスの試合が行われ、その場で戦うことはバレー選手にとって夢の舞台です。

その大舞台で現在、山都町出身の選手が活躍しています。F C東京に在籍する高橋駿さん。そして、サントリーに在籍する岡本祥吾さんです。両選手ともに矢部中学校のバレー部から鎮西高校出身で、当時からその実力は目を見張るものがありました。奇遇なことに両選手ともポジションはセッター。チームメイトの動きと対戦相手の動きを瞬時に見極め、アタッカーに最も打ちやすいボールを上げる。チームにとってはまさに司令塔のような役割を担っています。



高橋駿さん

2月23日に県立総合体育館で矢部ジュニアバレーボールクラブのキッズエスコートでFC東京とサントリーの試合が始まり、コート隔着て両選手が対戦。結果はサントリーが3-1で勝利しましたが、両選手とも持ち前の洞察力でチームの戦いに貢献しました。



岡本祥吾さん



山都町国民健康保険加入者の皆さんへ 新しい保険証を郵送します。

国 保

新しい保険証を3月末までに各家庭に郵送でお届けします。4月1日以降に受診されるときは新しい保険証を使用してください。

なお、山都町に住民登録のない学生の方が、国民健康保険法第116条（修学中の被保険者の特例）の適用を受けられるときは、在学証明書と印鑑を持参のうえ、健康福祉課で手続きをしてください。

臓器移植法の改正（平成22年7月）により、保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。記入方法は同封の「記入のしかた」をご覧ください。

記入された方は、保険証に同封されている個人情報保護シールを貼り付けてご使用下さい。なお、臓器提供の意思表示は任意ですので、必ずしも記入する必要はありません。

後 期

後期高齢者医療保険証および減額認定証の有効期限は26年7月31日までとなっています。新しい保険証と減額認定証は、7月中旬に郵送いたします。

～保険証はなくさないように注意しましょう。～
～他の健康保険に加入した場合など、異動があったときはお早めに健康福祉課で手続きをしてください～

新しい保険証

一般被保険者…桃色

退職被保険者…肌色

高齢者受給者（70歳以上）…
「高齢」の文字と自己負担割合が記載

※保険証は台紙に貼り付けてありますので、はがしてお使い下さい。

問い合わせ先

健康福祉課（72-1173）

清和総合支所健康福祉課（82-2111）

蘇陽総合支所健康福祉課（83-1111）

人権に対するさまざまな課題

インターネットは急速に世界に広まりました。多くの情報をすぐに収集できたり、世界中の人とコミュニケーションをとることができるなど、情報媒体としての無限の可能性が広がっています。

その反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと“凶器”にもなります。例えば、インターネットを悪用し、ブログの開設者に対する誹謗中傷を書き込むなど、他人の人権を侵害する事件も後を絶ちません。

インターネット上の人権侵害の特徴

- ・誰でも簡単に書き込みができる。複製・画像等の合成も簡単にできる。
- ・匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質になりやすい。
- ・いったん掲載されると世界中で閲覧可能になる。内容が次々とコピーされ、短期間で世界中に広がる。
- ・情報の発信者、サイト管理者が容易に特定できない場合が多く、削除が困難

こんなことは人権侵害です！

- ・差別表現
- ・誹謗中傷の書き込み
- ・プライバシーの暴露
- ・児童ポルノの掲載
- ・個人情報の流出
- ・著作権の侵害
- ・ネットいじめ
- ・嫌がらせメール

今、子どもたちに起きているネットいじめ

パソコンや携帯電話による、子どもたち間での“ネットいじめ”が最近問題となっています。常に子どもたちが、被害者にも加害者にもならないよう、大人は常に状況を把握する努力をし、人権の視点から注意・指導していくことが大切です。

●ネットいじめの例

- ・「学校裏サイト」掲示板やブログ（ウェブログ）・プロフ（プロフィールサイト）などへの誹謗・中傷の書き込み
- ・掲示板・ブログ・プロフなどに、個人情報を無断掲載
- ・チェーンメール
- ・なりすましメール

「学校裏サイト」ってなに？

- ・学校が運営する公式サイトではなく、子どもたちが自主的に開設したサイト
- ・卒業生や関係者による開設もある。
- ・根拠のない中傷や個人の情報の暴露が問題となっているサイトがある。
- ・パスワード制限がかけられてアクセスできない場合が多く、先生や保護者が発見しにくい

スイッチを入れる前に

インターネットの世界は公共の場です。画面の向こうには自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。

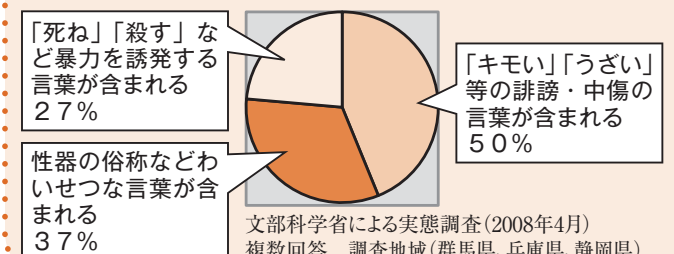
ホームページには見ず知らずの誰もが多数閲覧します。ホームページに間違った情報や違法な情報、他人を傷つける内容を掲載してはいけません。

インターネットの利用状況はすべて記録されています。匿名であっても、プロバイダや警察は、記録から追跡して加害者を特定することができます。

他人の個人情報、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害です。掲載には、本人の許可が必要です。

掲示板等での書き込みやメールのやりとり、ネットゲーム（オンラインゲーム）では、お互いを尊重する気持ちを忘れずにルールを守ってインターネットを使いましょう。

裏サイトの書き込み内容（約2000件）



もしも人権侵害にあったら

情報の削除、撤回の要請をしましょう

ホームページや掲示板で、プライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に記事を削除するよう要請できます。

・削除に応じない場合は・・・

サイト管理者やプロバイダ等が削除要請に応じてくれない場合や、自分で削除要請のやり方がわからない場合は、最寄りの法務局・地方法務局へ相談しましょう。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudanhtml

・ネット上で困ったことが起きたら・・・

「警察庁インターネット安全・安心相談」サイトで対応策を調べてみましょう。 <http://www.cybersafety.go.jp/>

・サイバー犯罪の被害にあったり、あいさうになった場合は・・・

都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口へ連絡しましょう。 <http://www.npa.go.jp/cyber/soudan.htm>

わたしたちの人権
109
だれもが人間として生きていくうえで侵すことのない当然の権利。これが「人権」です。